

第2章 経営改善に向けた取り組み(平成30年度～令和3年度)

前回、下水道使用料の改定を検討した平成30年度から令和3年度までの4年間に実施した経営改善の取り組みについては下記のとおりである。

1 支出削減策	<p>(1)汚泥処分運搬手数料の減</p> <ul style="list-style-type: none">・東部浄化センター:2,344トンの削減(平成30年度比・B-DASH事業開始による減)・西部浄化センター:214トンの削減(平成30年度比・消化槽修繕及び改築による減) <p>削減効果:東部浄化センター約3,930万円/年 西部浄化センター約360万円/年 計 4,290万円/年{令和3年度の平均処分単価16,785円(税抜)より算出}</p> <p>(2)平成30年4月より、生活排水処理長期計画を見直し、公共下水道整備と浄化槽整備に係る経済性の比較検討を行い、公共下水道計画区域面積を100ha削減した結果、市費全体で年間7,700万円(20年間で15億4,000万円)の削減効果を見込んでいる。</p>
2 収入増加策	<p>(1)消化ガス売却収益について</p> <p>東部浄化センター:2,644万円/年 西部浄化センター:2,596万円/年(税抜) 計 5,240万円/年</p> <p>(R3.4～R23.3 消化ガス売却収入 10億4,800万円)※令和4年度予算額より算出</p>
3 その他経営効率化への取り組み	<p>(1)業務の見直し等による人員の削減 下水道施設維持課(会計年度任用職員△1人)</p> <p>(2)市民サービスの向上やストックマネジメントに係る資産調査等を目的に、処理場及び管路施設維持管理に係る包括的民間委託業務内容を見直し、新たに修繕、清掃、改築業務及びデータベース構築等の追加による効率化及び経費削減</p>